

議会構成決まる

2月14日、平成9年第1回臨時市議会が招集され、議長に南野京右議員、副議長に北山与四郎議員が選ばれました。

各常任委員会の構成や広域行政事務組合議会議員が次のとおり決まりました。

(敬称略)

議長 南野 京右
副議長 北山与四郎

総務常任委員会

委員長 宮野修治
副委員長 野村弘毅
委員 川村祐幸、佐伯大一、高木靖国、宮本士郎雄、長谷川和治

経済建設常任委員会

委員長 金崎修二
副委員長 新谷 勇
委員 中村邦四郎、石東 進、北山与四郎、松永亘弘、藤井泰治

文教厚生常任委員会

委員長 南野勇治
副委員長 齊藤浩紀
委員 荒川徳治、田村哲郎、南野京右、松林正俊、山田和弘

議会運営委員会

委員長 川村祐幸
副委員長 石東 進
委員 金崎修二、南野勇治、荒川徳治、宮野修治

長門地区広域行政事務組合議会議員

南野京右、北山与四郎、南野勇治、宮野修治

臨時福祉特別給付金 申請はすみましましたか

福祉所

4月からの消費税引き上げに伴い、老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者や低所得の在宅ねたきり老人、65歳以上の低所得者の人に対し、次のとおり臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。

支給を受けようとする人は、

3月25日までに申請書の提出が必要で、早めに申請手続きをしてください。

◆臨時福祉給付金 1万円

●2月1日(基準日)において次の年金または手当を受給できている人が対象です

①老齢福祉年金、障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当のうちの旧母子福祉年金に相当

②児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)、原爆被爆者諸手当

◆臨時介護福祉金 3万円

●基準日において生活保護受給者や社会福祉施設入所者には支給されません

●基準日において生活保護受給者、または平成8年度分の市区町村民税所得割が課さ

れなかった者(本人が扶養親族等になっていない場合は、扶養者の平成8年度分の市区町村民税所得割が課されなかった場合に限り)で、次のいずれかに該当する人が対象です

①基準日において平成8年8月1日以前からねたきりまたは痴呆等の状態にあり、常時の介護を必要とする65歳以上の

②本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)受給者

◆臨時特別給付金 1万円
●基準日において、病院や老人保健施設等に平成8年10月31日以前からの継続入院者、または社会福祉施設入所者には支給されません

◆臨時特別給付金 1万円
●基準日において65歳以上の人で、平成8年度分の市民税非課税者(本人が扶養親族等になっていない場合は、扶養者の平成8年度分の市区町村民税が非課税の場合に限る)が対象です

③生活保護受給者等には支給されません。また臨時福祉給付金支給該当者の場合には、特別給付金は支給されません

◆申請・問い合わせ 庶務係 ☎1155

4月分から国民年金保険料が変わります

- ◎定額保険料 月額 12,800円
1年間前納額(4月払) 149,890円
- ◎付加定額保険料 月額 13,200円
1年間前納額(4月払) 154,570円

国民年金保険料は、1年分まとめて前納することができます。前納すると保険料が割引かれますので大変お得です。ご利用ください。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

平成8年4月から平成9年3月までの保険料は、4月30日を過ぎると市役所の納付書では納められません。加入者の皆さん、保険料の納め忘れがないか、今一度お確かめください

◆問い合わせ 市民課国民年金係 ☎1129

支払いには便利な口座振替で!